

議案第77号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年（2015年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「納期限前7日」を「納期限の日」に改める。

附則第2条を次のように改める。

（平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例）

第2条 第10条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,200円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。